

～札幌市消防局からのお知らせ～

# 「消防「ホット」インフォメーション」が始まりました！！

～消防法令に適合している優良な建物情報の発信サービスです～

最近、人的被害が大きい火災が発生した場合には、建物の消防法令違反に関する問題点などが大きく取り上げられ、本市におきましても、市民、観光客等から「この建物は大丈夫？」というような問い合わせが多く寄せられております。

このような建物の防火についての関心の高まりを受けて、消防職員の査察の結果、消防法令に適合している優良な建物の情報を札幌市の公式ホームページに掲載し発信する新たな取り組みです。

## 1 対象となる建物

### ア 夜間の就寝を伴う社会福祉施設等 ※1（平成28年7月1日から開始）

（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、お泊りサービス、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設など）



### イ ホテル・旅館などの宿泊施設 ※2（平成28年12月1日から開始）

※1 消防法施行令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち、利用者を入居、入所又は宿泊させるもので、複合用途の建物も含む。

※2 消防法施行令別表第一（5）項イに掲げる防火対象物で、複合用途の建物も含む。  
（風俗関連営業を行うものは除く。）

## 2 ホームページに掲載される要件

消防職員の定期的な査察の結果、建物全体が消防法令に適合しており、違反が認められなかった場合に掲載します。

## 3 ホームページへの掲載内容

①建物名称、②建物の住所、③最終査察年月日

※ 最終査察年月日とは、消防職員がその建物の法令違反等の確認を実施した最新の日付のこと。

## 4 優良な建物を検索する方法

① 使用形態に応じて建物のある区を選択

② 建物を名前や住所で検索

消防法令に適合している社会福祉施設等一覧(中央区)

住所	対象物名称	最終査察年月日
南〇西△	有料老人ホーム□□	H28年6月20日
北△東〇	グループホーム〇〇	H28年6月21日
宮の森□	シニア住宅▲▲	H27年12月1日

ホームページアドレスはこちら↓↓

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/oshirase/ansinjouhou/ansinteikyou.html>



## 5 その他

宿泊サービスを新たに開始するなど、施設の業態に変更がある場合や、従前当局から指摘されている消防法令違反事項を改善した場合などは、最寄りの消防署にご連絡いただきますようお願いいたします。

### ～お問い合わせ先～

・制度全般に関すること	札幌市消防局予防部指導課	Tel 011-215-2050	
・施設の個別の違反等に関すること			
中央消防署予防課	Tel 011-215-2120	豊平消防署予防課	Tel 011-852-2100
北消防署予防課	Tel 011-737-2100	清田消防署予防課	Tel 011-883-2100
東消防署予防課	Tel 011-781-2100	南消防署予防課	Tel 011-581-2100
白石消防署予防課	Tel 011-861-2100	西消防署予防課	Tel 011-667-2100
厚別消防署予防課	Tel 011-892-2100	手稲消防署予防課	Tel 011-681-2100



さっぽろ市  
02-N06-16-1161  
28-2-745